

利用定員によって人員基準は異なります

利用定員が
10人を超える場合の
人員基準

- 管理者：常勤専従1人
- 生活相談員：専従で1以上
- 看護職員：1以上
- 介護職員：専従で1以上
- 機能訓練指導員：1以上

※介護職員は常時1人以上従事させなければならない
※生活相談員または介護職員のうち1人以上は常勤が必要

利用定員が
10人以下の場合の
人員基準

- 管理者：常勤専従1人
- 生活相談員：専従で1以上
- 看護職員または介護職員：1以上
- 機能訓練指導員：1以上

※介護職員または看護職員は常時1人以上必要
※生活相談員または介護職員のうち1人以上は常勤が必要

1以上
とは…?

「1以上」とは、「1人」という意味ではなく、**職員の勤務延べ時間数をサービス提供時間数で割ったとき「1以上」になるよう職員を確保しなければならない**ということです。

例えば、サービス提供時間が6時間の場合

- 生活相談員として6時間勤務する職員を1人確保 → OK
- 生活相談員として、午前に職員Aが3時間、午後に職員Bが3時間勤務した場合

勤務延べ時間数(AとBの勤務時間の合計数) 6時間 ÷ サービス提供時間 6時間 = 1 → OK

ココもチェック

介護職員の場合、利用者数によって必要な人員が異なります。

- 利用者数 15 人以下の場合 …… 1 以上
- 利用者数 16 人以上の場合 …… 15 人を超える部分の数を5で割って得た数に1を加えた数以上

利用者数16人以上の場合、以下のように計算します。

計算式

(例1) 利用者数20人の場合

$$(20 - 15) \div 5 + 1 = 2$$

→ 2以上の介護職員が必要

(例2) 利用者数25人の場合

$$(25 - 15) \div 5 + 1 = 3$$

→ 3以上の介護職員が必要

職員の急な退職でも
慌てない!

デイに必要な

人員基準・要件を 理解しておこう!

介護保険サービスには人員基準が設けられています。職員の急な退職などで人員不足となり、人員基準を満たせない…といった事態を防ぐためにも、デイサービスの人員基準・要件について理解しておきましょう。

第1回

デイサービスの人員基準

人員基準とは?

デイサービスには、管理者、生活相談員、看護職員[※]、介護職員、機能訓練指導員を配置することが法令で定められています。デイサービスの人員基準は以下の通りです。

デイサービスの人員基準

管理者
常勤専従1人

生活相談員
専従で1以上

看護職員[※]
1以上

介護職員
専従で1以上
(利用者15人まで)

機能訓練指導員
1以上



※定員が10人以下の場合は左ページの通り

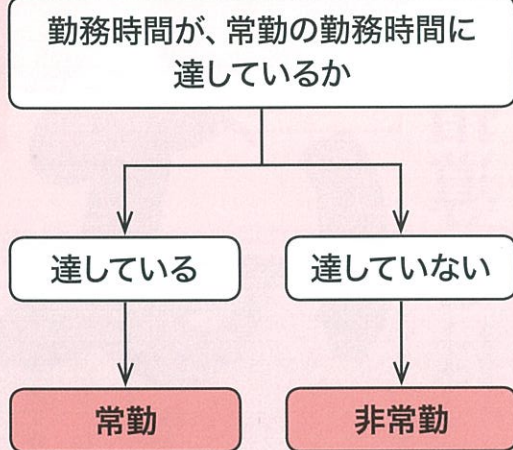
「常勤」「非常勤」?

常勤の勤務時間が週40時間(1日当たり8時間)と定められている事業所の場合

例1 正社員でなくても週40時間の勤務で契約している場合 → 「常勤」

例2 正社員であっても週20時間(1日当たり4時間)の勤務で契約している場合 → 「非常勤」

常勤・非常勤のどちらに該当するか、確認しましょう!



「常勤」「非常勤」とは? 介護保険の人員基準上、「常勤」とはその事業所における勤務時間、その事業所において定められている「常勤の従業者が勤務すべき時間数(週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする)」に達していることをいいます。つまり、常勤とは正社員のことを指すのではなく、正社員であっても前述の時間に達していない場合は非常勤となります。

そもそも「常勤」「非常勤」とは? 「専従」と「兼務」は? どう違うの? 「専従」と「兼務」は人員基準の中で「専従」という言葉が出てきましたが、専従とは「原則として、その事業における勤務時間を通じて、その事業のほかの職務に従事しないこと」をいいます。一方、「その事業における勤務時間において、その職種以外の職務にも従事すること」を「兼務」といいます。常勤で、ほかの職務に従事していない場合は「常勤専従」、従事して



いる場合は「常勤兼務」となります。非常勤で、ほかの職務に従事していない場合は「非常勤専従」、従事している場合は「非常勤兼務」となります。

「専従」と「兼務」の違いは?

「専従」..... 原則として、その事業における勤務時間を通じて、その事業の**ほかの職務に従事しないこと**

「兼務」..... その事業における勤務時間において、その**職種以外の職務にも従事すること**

- ▶ 看護職員としてのみ勤務する場合は「専従」。常勤の場合は「常勤専従」、非常勤の場合は「非常勤専従」となる。
- ▶ 勤務時間帯を分けて、機能訓練指導員としても勤務する場合は「兼務」。常勤の場合は「常勤兼務」、非常勤の場合は「非常勤兼務」となる。

(例) 看護職員の場合

それぞれの職種の要件について、詳しく見ていきましょう

それぞれの職種の要件

管理者...常勤専従1人



常勤専従の管理者が1人必要です。ただし、デイサービスの管理上支障がない場合は、ほかの職務に従事すること(生活相談員、機能訓練指導員、看護職員、介護職員との兼務可)や、同一敷地内にあるほかの事業所などの職務に従事することが可能です。管理者の資格要件は特にありません。

生活相談員...専従で1以上



デイサービスで提供する時間数に応じて、専従で1以上必要です。社会福祉士、社会福祉主事、精神保健福祉士などの資格が必要です。

看護職員...1以上



時間帯を通じて専従する必要はありませんが、通所介護の単位ごとに、提供時間帯に事業所と密接かつ適切な連携を行う人が1以上必要です。看護師または准看護師の資格が必要です。なお、定員が10人以下の場合は、看護職員または介護職員のいずれか1以上の配置となります。

※病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、看護職員がデイサービスの営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行った場合には、人員配置基準を満たしたものとされます。

※「密接かつ適切な連携」とは、デイサービスへ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することです。

介護職員...専従で1以上(利用者15人まで)



単位ごとに、利用者数が15人までは専従の介護職員が1以上必要で、利用者数が16人以上の場合は、15人を超える部分の数を5で割って得た数に1を加えた数以上の介護職員が必要です。例えば利用者数20人の場合、2以上の介護職員が必要です。介護職員の資格要件は特にありません。

機能訓練指導員...1以上



機能訓練指導員を1以上配置します。理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師またはきゅう師のいずれかの資格が必要です。

※はり師またはきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6ヶ月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限られます。